原子力事業者等（核原料物質使用者、国際規制物資使用者、第61条の3第1項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第5項、第6項及び第9項に規定する者並びに国際特定活動実施者を含む。）の事務所又は工場若しくは事業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のため必要な最小限度の量に限り、核原料物質、核燃料物質その他の必要な試料を収去させることができる。

2～6　（略）

7　前各項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

8～11　（略）

12　第1項から第6項までの規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

**第80条**　次の各号のいずれかに該当する者は、100万円以下の罰金に処する。

十一　第68条第1項（核原料物質使用者、国際規制物資使用者、第61条の3第1項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第5項、第6項、第8項及び第9項に規定する者並びに国際特定活動実施者に係る部分に限る。）、第2項から第5項まで又は第13項の規定による立入り、検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

**第81条**　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

三　第77条（第1号に掲げる規定に係る部分を除く。）、第78条（前号に掲げる規定に係る部分を除く。）、第79条又は第80条　各本条の罰金刑

（使用済燃料の再処理の事業に関する規則の一部改正）

**第七条**　使用済燃料の再処理の事業に関する規則（昭和四十六年総理府令第十号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「省令」を「規則」に改め、同条第二項中「省令」を「規則」に改め、同項第七号中「ろか」を「ろ過」に改める。

第一条の二第一項第二号ロ(2)中「しゃへい」を「遮蔽」に改め、同号ロ(6)を同号ロ(7)とし、同号ロ(5)の次に同号ロ(6)として次を加える。

(6)　耐津波構造（再処理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第二十七号。以下「事業指定基準規則」という。）第八条に規定する基準津波に対して再処理施設の安全機能が損なわれるおそれがないよう措置を講じた構造をいう。）

第一条の二第一項第二号ハを削り、同号中ニをハとし、ホをニとし、ヘをホとし、トをヘとし、同号チ(1)(iv)中「廃気槽（そう）」を「廃気槽」に改め、同号チ(2)(iv)中「廃液槽（そう）」を「廃液槽」に改め、同号中チをトとし、リをチとし、ヌをリとし、同項第五号の次に次の二号を加える。

六　法第四十四条第二項第七号の再処理施設における放射線の管理に関する事項については、次に掲げる事項を記載すること。

イ　核燃料物質及び核燃料物質によつて汚染された物による放射線被ばくの管理の方法

ロ　放射性廃棄物の廃棄に関する事項

ハ　周辺監視区域の外における実効線量の算定の条件及び結果

七　法第四十四条第二項第八号の再処理施設において核燃料物質が臨界状態になることその他の事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する事項については、次に掲げる事故の区分に応じ、それぞれ次に定める事項について記載すること。

イ　運転時の異常な過渡変化（事業指定基準規則第一条第二項第一号に規定する運転時の異常な過渡変化をいう。以下同じ。）　事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する事項

ロ　設計基準事故（事業指定基準規則第一条第二項第二号に規定する設計基準事故をいう。以下同じ。）　事故に対処するために必要な施設並びに発生すると想定される事故の程度及び影響の評価を行うために設定した条件及びその評価の結果

ハ　重大事故に至るおそれがある事故（運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故を除く。）又は重大事故（以下「重大事故等」と総称する。）　事故に対処するために必要な施設及び体制並びに発生するよう想定される事故の程度及び影響の評価を行うために設定した条件及びその評価の結果

第一条の二第二項第七号中「使用済燃料等による放射線の被ばく管理及び放射性廃棄物の廃棄」を「再処理施設の放射線の管理」に改め、同項第八号中「の操作上の過失、機械又は装置の故障、浸水、地震、火災等があつた場合に発生すると想定される再処理施設の事故の種類、程度、影響等」を「において事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備」に改め、同条第三項中「、副本二通」を削る。

（重大事故）

**第一条の三**　法第四十四条の二第一項第二号の原子力規制委員会規則で定める重大な事故は、設計上定める条件より厳しい条件の下において発生する事故であつて、次に掲げるものとする。

一　セル内において発生する臨界事故

二　使用済燃料から分離された物であつて液体状のもの又は液体状の放射性廃棄物を冷却する機能が喪失した場合にセル内において発生する蒸発乾固

三　放射線分解によつて発生する水素が再処理設備の内部に滞留することを防止する機能が喪失した場合にセル内において発生する水素による爆発

四　セル内において発生する有機溶媒その他の物質による火災又は爆発（前号に掲げるものを除く。）

五　使用済燃料貯蔵設備に貯蔵する使用済燃料の著しい損傷

六　放射性物質の漏えい（前各号に掲げる事故に係るものを除く。）

第一条の四第一項第一号中「その方法」の下に「を記載し、法第四十四条第二項第七号の再処理施設における放射線の管理に関する事項の変更に係る場合にあつては第一条の二第一項第六号に掲げる事項を記載し、法第四十四条第二項第八号の再処理施設において核燃料物質が臨界状態になることその他の事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する事項の変更に係る場合にあつては第一条の二第一項第七号に掲げる事故の区分に応じそれぞれ同号イからハまでに定める事項」を加え、同条第二項中「第四号まで」の下に「、第七号又は第八号」を加え、同項第七号中「使用済燃料等による放射線の被ばく管理及び放射性廃棄物の廃棄」を「再処理施設の放射線の管理」に改め、同項第八号中「の操作上の過失、機械又は装置の故障、浸水、地震、火災等があつた場合に発生すると想定される再処理施設の事故の種類、程度、影響等」を「において事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備」に改め、同条第三項中「、副本二通」を削る。

第二条第一項中「申請書を」の下に「原子力規制委員会に」を加え、同項第四号を同項第五号とし、同項第三号イを削り、同号中ロをイとし、ハをロとし、ニをハとし、ホをニとし、ヘをホとし、トをヘとし、チをトとし、同号の次に次の一号を加える。

四　設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織（以下「設計及び工事に係る品質管理の方法等」という。）に関する次の事項

イ　品質保証の実施に係る組織

ロ　保安活動の計画

ハ　保安活動の実施

ニ　保安活動の評価

ホ　保安活動の改善